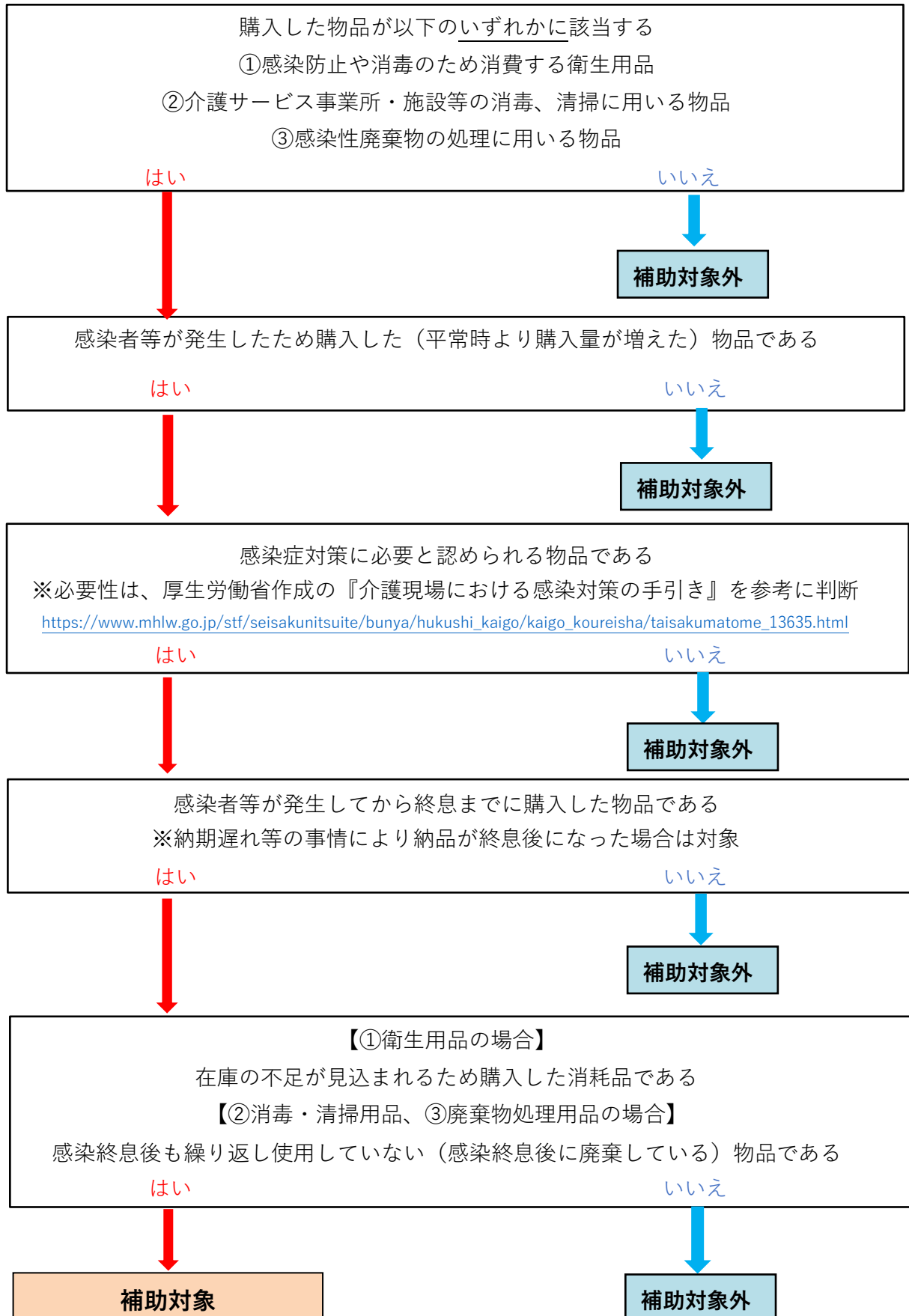


補助対象経費の判断フロー（物品）

購入した物品が「令和5年度緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業費補助金」の補助対象となるかは、以下のフローにより判断します。



「令和5年度緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業費補助金」補助対象となる主な経費について（物品）

補助対象	補助対象外
【衛生用品】	体温計
マスク	パルスオキシメーター
手袋	パーテーション
ガウン	ポータブルトイレ
フェイスシールド	おむつ
ゴーグル	使い捨て食器（紙コップ等）
清拭クロス	食事用使い捨てエプロン
ドライシャンプー	消毒液の容器のみ
消毒液	レジ袋
ハンドソープ	衣料用洗剤
【消毒・清掃用品】	消臭剤
使い捨ての筵・ちりとり	うがい薬
雑巾	寝具
消毒シート	家電（空気清浄機、掃除機など）
ゴミ袋	感染終息後も繰り返し使用できるもの（ゴミ箱など）
使い捨てのゴミ箱	医療用品（酸素ボンベ、吸入器など）
使い捨てのブラシ・バケツ	ゾーニング用品
【感染性廃棄物処理用品】	抗原検査キット
ブルーシート	
ゴミ袋	
感染性廃棄物と一緒に処分する容器	

「令和5年度緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業費補助金」補助対象となる主な経費について（人件費）

補助対象	補助対象外
<p>【割増賃金・手当関係】</p> <p>感染対応に関連して発生した時間外労働の手当 ※感染に伴い増加した事務業務等を含む</p> <p>感染対応に関連して支給された手当 ※対応手当、夜勤手当など</p> <p>【新規職員の雇用関係】</p> <p>人員不足に伴い新規雇用した職員の給与 ※人員不足の期間の賃金（日割）のみ対象。</p> <p>人材紹介料</p> <p>募集広告料</p> <p>損害賠償保険の加入費用 ※新規雇用職員によるサービス提供時の事故等に対する保険</p>	<p>平常時から発生している時間外労働の手当</p> <p>平常時から支給されている手当 ※通勤手当など</p> <p>感染に伴い休職した職員の給与（休業手当等）</p> <p>感染した職員への見舞金</p> <p>職員が退職したため新規雇用した職員の給与</p> <p>感染対応にあたった既存職員の給与（基本給）</p> <p>人員不足に伴い新規雇用した職員の、人員不足解消後の給与</p>

【注意事項】

平常時から支給されている手当が感染対応により増額した場合は、増額分のみが対象となります。例1) 時間外労働10時間のうち、感染対応によるものが7時間→7時間分の手当が対象
例2) 平常時は夜勤1名だが、感染対応期間は夜勤3名に増やした→2名分の夜勤手当が対象

「令和5年度緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業費補助金」補助対象となる主な経費について（その他）

補助対象	補助対象外
<p>【帰宅困難職員の宿泊関係】</p> <p>宿泊費（ホテル等）</p> <p>ウィークリーマンション、アパート等の賃料 ※帰宅困難期間分の賃料（日割）のみ対象。</p> <p>【応援職員の派遣関係】</p> <p>派遣先で勤務するための旅費・宿泊費</p> <p>応援職員の人件費 ※主な人件費（前頁）の考え方による</p>	<p>【帰宅困難職員の宿泊関係】</p> <p>宿泊先までの旅費</p> <p>宿泊中の食費</p> <p>宿泊中の洗濯代</p> <p>アパート等を借りた際の光熱費</p> <p>アパート等を借りた際の寝具代・家具代等</p> <p>通勤にかかる費用（ガソリン代、高速代等）</p>